

## 笠置町監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 3 年 3 月 30 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄  
同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

### 記

#### 1. 監査を実施した日時等

日 時	令和 3 年 2 月 24 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時 30 分
場 所	笠置町役場 2 階 議員控室
監 査 対 象	①後期高齢者医療特別会計に係る出納検査 ②総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する笠置町調査委員会報告書について
収受資料等	①令和 2 年度後期高齢者医療特別会計歳入・歳出日次処理リスト (令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月分) ②総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する笠置町調査委員会報告書

#### 2. 監査内容

本監査では、後期高齢者医療特別会計における業務の執行状況について、日々  
の出納処理リストを通じた公文書の確認及び関係職員からの説明を受け、的確か

つ適正に行われているかを審査することとして監査を実施した。

また、昨年 2 月 21 日に総務省から笠置町に対し、平成 28 年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金の一部返還命令を受けたことは記憶に新しいことであるが、その業務の問題点等の調査結果が報告書としてまとめ上げられたこととして、その報告を本監査において受けたものである。

### 3. 監査結果

#### 【後期高齢者医療特別会計に係る出納検査】

後期高齢者医療制度は 75 歳以上の高齢者の方などが被保険者となり、府内市町村によって設立された京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と連携のもと、その制度運営に努めている。

笠置町後期高齢者医療特別会計の歳出予算内容を見ると、そのほとんどが広域連合への納付金となっている。本監査でも広域連合への支出が主なものとなっていたが、今回確認したその業務は保健基盤安定負担金の広域連合に対する支出など、まずは広域連合から笠置町として支出すべき内容を記した通知文書を受け、その支払いに係る一般会計繰出金の支出命令伝票の発布、一般会計から繰り入れされる後期高齢者医療特別会計への繰入金調定、そして広域連合への支出命令伝票発布を一体の業務としている。つまり、繰出金支出伝票・繰入金調定伝票・広域連合支出伝票の 3 伝票がこの業務上発布されるわけである。この伝票原本を確認し、関係公文書の提示と共に担当職員に説明を受けたものであるが、これらの伝票は全て一括して同時に起票され決裁を受けている。なるほど、同一関連の業務内容であることや、事務の効率性から一度に処理を行うことにより、伝票発布という業務の失念を防ぐこととなるわけであるが、起票伝票それぞれの意味がそこに認識されている状態にあるとは言えないのではないだろうか。

確認したこれらの伝票にはそれぞれに数値の根拠・支出理由となる資料添付がなく、恐らくこの 3 伝票がお互いに補完・説明し合う状況にあるとして、同時に決済を受けるべくして伝票を廻されているのであろうが、その決済順序、伝票に添付する資料を含めた完成度は、個々の伝票を見るに、満足できるものではない。

以前の監査では、町税の不納欠損処分を行う際の起案文書において、決裁権者がその起案を見れば不納欠損やむなしであるかどうかを判断できるよう資料添付してはどうかとの意見を付したものであるが、その後その起案文書には不納欠

損に至る滞納者との納税折衝などを添付することなどとし、改善対策を講じられたと伺っている。今回も同様に、それぞれの伝票にその決済を判断できる内容を添付する必要があり、例えば一般会計からの繰入金調定伝票には広域連合からの支払いに関する通知書の写しと、一般会計繰出金伝票の決済後の写しを添付するなど、その決済に至る、判断できるものを添える必要があるのではないだろうか。これらを踏まえ、この伝票発布業務に限らず、諸々の業務に関わる認識や手順、それぞれの意味を再考されてはどうか。

**【総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する笠置町調査委員会報告書について】**

平成 28 年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業については、平成 29 年度の監査において行政監査を含め数回行ったものであるが、この事案に対し町は調査委員会を立ち上げ、笠置町長に対し報告書としてまとめられたものを本監査において説明を受けている。その内容については、町は今後において住民に向けたものを作成し、広く公表されることとされているため、その詳細はここでは記述しないが、この報告書には記載項目として事案の概要と経過、京都府警の捜査や刑事告発の結果、事案発生の要因や再発防止・解決策などがそれぞれにまとめられた内容になっている。そこには役場の組織風土として、交付金事業実施当時の欠陥などが記されている。

我々監査委員としてこの報告書の内容に対して率直に感じたことは、この報告書にはこれまでの町役場の組織体制が未熟であったとの記載があるが、であるならば、このような事案が出てきたことは氷山の一角であり、未熟であるが故、他の事業でも不備が少なからず生じているのではないだろうかと思慮され、住民の不信感を増長させるのではないかということである。

また、業務改善策について、町は職員の資質・能力向上などを掲げているが、この事案以外でも、大小にかかわらず、これまで幾度となく問題提起されており、住民から町に対する不信感や諸問題に対する組織全体の危機感や使命感、改善意欲など、職員全体に浸透しているものとは感じにくい面もある。そのため、職員の資質向上などは目に見えて数値化出来るものではなく、また、終わりのないものであると考えるが、今回のような笠置町長に対する調査委員会からの報告書というものに終わらず、また管理職に「指示した」「任せている」ということでは

なく、町長として明確に、そして責任を持って改革・改善を進めることを明文化・発信し、組織の改善や職員の資質向上対策については、これまで改善した・改善途中・改善を計画していることなどについてもまとめられ、この報告内容同様、広く住民に知らしめる必要があるのではないだろうか。

以上